

国民学校における芸能科音楽のカリキュラム編成 —明石女子師範学校附属小学校の「研究授業案」を事例として—

菅 道子

A Study of Music Education during World War II:
An Analysis of the Curriculum Plans of the National Elementary
School Attached to Akashi Women's Normal School

Michiko KAN

2003年10月28日受理

Abstract

The purpose of this study is to clarify the transition and the characteristics of the curriculum plan of the National Elementary School Attached to Akashi Women's Normal School during the period of the war. It analyzes the music curriculum plan from 1940 to 1943. The results were as follows:

1. The music curriculum plan of the war period had a tendency to interrupt the normal pattern of the music class because it expanded the study area of Harmony-listening.
2. Lyrical content of the singing material had two tendencies: one was about nature and everyday life and the other about militarism. However, musical education put more importance on singing *per se* than to lyrics.

As a result, an unconscious ideology of lyrics was created in the students and children acquired militarism by an imperceptible process.

3. Neither students nor teachers considered why they sang or what they sang. This is the problem of musical education during World War II as well as the central characteristic of musical education.

はじめに

これまで教育理念や教育制度研究を中心に
行われてきた戦時下の教育史に対する評価は、
一般的に天皇制ファシズムのイデオロギーを
通底させた戦時教育体制とまたそれへの抵抗

の歴史であり、戦後の民主主義教育とは断絶するものという枠組みの中で捉えられてきた¹。

しかし、それだけではなく実践レベルでは大正自由教育運動からの実践の蓄積が戦後の基盤を作ったことの重要性も指摘してきた。

例えば、稻垣忠彦は戦後の授業づくりにおいて東京で独自の展開を示した富士小学校、国民学校の要請に応じていった大泉師範学校附属国民学校等をあげ、これらの実践が戦後の「カリキュラムや合科・総合学習の展開を支える力になったという連続面に注目することは重要」と述べている²。

一方、国民学校において行われた教科の統合と総合授業の設定については、「皇国民の鍛成」という目的のもとに大正自由教育の成果の方法論のみを採用したものとしての批判もなされてきた。海老原治善は「大正自由教育の「栄光」の遺産をなんとか守りつつ時代を生き続けようとして新教育運動にとりくんでいた多くの学校や理論家や実践家とその集団は、教育理念における自由主義の旗を下ろし存続を図ろうとした。日本精神の教育こそ新教育の方法が最も有効という理論化を始めるのであった」と批判している³。

こうした功罪両面の評価をもった戦時期の教育実践の実相を描出し、戦時期から戦後への連続面、非連続面を明らかにしていくためには、そこでの目標観、教材観、指導原理、指導方法また児童観の、何が、いかなる形で戦後に引き継がれ、あるいは断絶したものとなっていましたのかを教育理念・制度との構造的な把握のもとに明らかにし、歴史像を積み上げる作業が必要である。

また、それは音楽科教育史研究についても同様である。戦時期については研究の量的不足という問題を持ちながらも、戦時期から戦後への関係性は教育制度、理念や教材だけではなく実践や授業案、また教師や生徒の意識調査のように、多様な視点から探り始められている。

戦時教育と戦後との断絶という点では、一

般的には例えば、山住正己が芸能科音楽は「指導領域の拡大よりも、精神的訓練や国民的情操の醇化に重点が置かれるようになり」、また国防教育と結び付いた音感教育が始まったことにより「音楽教育は、音楽教育ではなくなった」、「圧倒的多数の子どもたちにとって、この時代の音楽授業は、音楽にふれるよろこびとは無縁のものとなった」と断するように⁴、その時代の理念や教育のあり方が批判されてきた。

他方こうした見方に対し、1990年以降、教育社会学、歴史社会学の知見を受け継ぎながら、教育受容の実態とそのシステムを明らかにしようとする研究が注目されている。

西島央は教育社会学の立場から学校音楽が日本人のナショナルアイデンティティーを取り付けるに際し、他の政治的共同体との明確な区別のために用いられる国民一体性の意識としての「ネーション意識」を形成するための「上から」の音楽と、人々が生活している場と仲間とを自然発生的な共同体とその構成員として意識化させるための「カントリー意識」を形成するための「下から」の音楽、という二方向から学校音楽が機能していったことを明らかにし⁵、音楽教育史研究に新しい枠組みを提示している。

また、本多佐保美、藤井康之、今川恭子らの研究は、国民学校期の教師また児童・生徒へのインタビューを通して、国民学校の実際として戦意昂揚、忠君愛国といった思想教化の場としてだけでなく、音楽そのものの美しさや楽しさを学ぶ場であったことを確認している⁶。さらに教科課程にかかわって本多は総合授業の中での音楽の取り扱い方を高等師範学校附属、師範学校附属国民学校の資料をもとに検討を行い、音楽と他教科との関連、ま

た総合授業における統合的な試みがあったことを明らかにしている⁷。

これらの教育実践の実態とそこでの学校音楽の機能を明らかにしようとする研究は、従来の制度や教材を対象とした教育史研究の欠落部分を補うものとして重要である。ただし、管見の限り、個別の実践のカリキュラム構成とその時期的な変遷に焦点を当てて検討したものはまだない。戦時期の音楽教育実践のあり様を明らかにしていくためには、戦前から戦後を視野にいれた個別の事例研究の積み上げと全体を通しての分析、さらに、政策理念と実践との関係を把握することが必要である。

そこで本稿では、その個別の事例の一つとして戦時期の明石女子師範学校附属小学校（以下「明石附小」とする）の研究授業案を取り上げ、授業の実際についての検討を試みたい。

明石附小を取り上げる理由は第一に、大正自由教育運動に先鞭をつけた実践校としての蓄積のもと、その実践は戦後も活発であり、新潟第一師範学校附属小学校の新潟プランとともにコア・カリキュラム運動の先鞭をつけた小学校として位置づいていることがあげられる⁸。明石附小の戦時期の音楽授業の実践を通して、戦前、戦後への連続、不連続性を検討することが可能である。

第二に、明石附小については1930年代から1943年までに行われた教育研究会での授業案が断続的に残っており、戦前期から国民学校期中の実践の一端をみることができるということである。勿論、これはあくまでも研究会用の資料であり、実践記録のように、明石附小の実践の実際を捉えるには限界がある。しかし、通常の授業のエッセンスをもったものとして意味をもつと考えられる。また当時の先生、生徒の方々のインタビューを加え、上

記資料の意味を当事者の声と合わせて検討することが可能である⁹。

1930年代から40年代の明石附属小学校のカリキュラム研究の変遷については、富士原紀絵が継続して研究を行い、カリキュラム資料や個々の教員の教育観や授業を探り、及川平治の理論との関係を視野にいれながら、教科課程と国定教科書の枠組みの限界を「生活単位」や「教科別生活単位」の授業構成によって打破しようとした実践の成果と課題とを実証的に明らかにしている¹⁰。明石附小のカリキュラム研究の変遷についてはこの先行研究に依拠しながら、本稿では音楽科に焦点をあてた検討を行って行きたい。

上記の課題意識並びに先行研究を踏まえ、本稿では、国民学校期の芸能科音楽の実践の一端を解明し、近代学校教育実践史の中に位置づけるための研究の一環として明石附小を取り上げ、戦時期の研究授業案並びに当時の関係者への聞き取り調査を通して、芸能科音楽の授業構成の変遷過程とその特質とを解明することを課題とする。その際には授業構成案を通しみることのできる戦前、戦後との関連性、また「国民的情操の陶冶」という理念の具体化のあり方とを分析視点として設定したい。

1. 1930年代の明石附小における唱歌科の「教科別教育案」の特徴

（1）及川平治のカリキュラム改造論

明石附小は1907（M40）年に及川平治が主事として着任した後、彼の提唱した児童の能力に応じ、その児童の発動性に基づいた「分団式動的教育法」を押し進め、大正新教育運動の先駆的実践校となっていた。また、及川

は1925 (T14) 年から1926 (S元) 年にかけての欧米視察を契機とし「動的教育の必然的進展」としてカリキュラム改造研究に着手していった¹¹。

1930年の『兵庫教育』に発表した「カリキュラム改造の必要と教務」の論文では、従来の「教育の目的に適すると予想した学科の系統」に基づいた方法よりも「児童の系列」により「その活動が発展して成人のよい生活を組織するものと予想したもの」としてカリキュラムを編成する方法を採用すべきであるとの提案をしている。この中で特筆すべきなのは教授法だけでなく、「成人のよい生活を組織するもの」を予想する形で教育目標、内容の策定を行うことの必要性を述べている点である。

及川は「教育教授に関する著書は随分数多くあるがどれほど役立つか。各科研究の重要な部面は時代の大勢と郷土の実情とそれに応じてカリキュラムを構成し、新しい科学の助けによって教授法を改める点ではないか。一中略—教育学は医学者が患者を診断し之に治療を加える如く、社会思想の推移、経済事情の変化、農村の弊害、危険思想の発生等につき厳密な科学的調査を行い之に対する教育法案を立つるだけの知見とテクニックを有たねばならぬ」と述べている¹²。及川の主張は、現体制への批判を含めたものではなく、あくまでも現状把握のもとに、改善していくことの必要性を示したものである。しかし、教育教授の方法のみを教育研究の対象にすることについては明確に批判し、社会状況と児童の状態の科学的調査を行い、そのデータに基づいた児童の系列によるカリキュラムづくりの必要性を主張している。このように及川が実践者によるカリキュラム編成の必要性と、そ

のあり方を提案したことは、国定教科書によって目的や内容が規定されていた時期にあって卓越した知見であったといえよう。こうした理論の具体化の一つとして1935年雑誌『教育』誌上で行われた「小学校カリキュラム問題のシンポジウム」では教科別単位案と併用しながらも、児童の活動系列によった「大単位案」を尋常一、二学年用として提案し、その後、明石を退職し仙台に移った翌年1937年には、中学年以上に教科中心の生活単位案として『算術中心生活単位の教科具体案』を提起したのだった¹³。

(2) 1930年代の「唱歌科教育案」の特徴

明石附小では、及川が研究し提案し続けたカリキュラム理論と具体案の影響を多分に受けたこととなった。そして、1933 (S 8) 年には明石女子師範学校創立三十周年を機に、それまで公には行っていた授業の一般公開を行うようになり、及川の去った後1939年まで断続的に行われていった¹⁴。研究発表会では「教科単位案」とともに「生活単位案」または折衷的な「教科別生活単位案」による授業案が提示された。富士原は1930年代の明石附小の実践の多くは、及川の影響を受けた教師たちが国定教科課程の行き詰まりを開拓するためにカリキュラム全体を生活単位化するという及川の構想を引き継ぎ、教科の中で「生活様式」の理解を実現していく具体的方法を模索していくものであったと評価している¹⁵。

しかし、この時期の音楽教育について手元にある1934 (S 9)、35 (S10)、38 (S13) 年度の「新カリキュラムの精神に基づく教育実際案」、36 (S11) 年度の「源流を汲む全生活更新の実際教育案」を通して見てみると、唱

国民学校における芸能科音楽のカリキュラム編成

歌は一貫して「教科単位案」として独立して行われていることが分かる。つまり、「生活様式」を前提とした明石附小独自の授業案というよりは、1930年代の音楽関係の指導書等で

みられるものに近い、授業案であったということである。授業案をまとめたものが表1である¹⁶。

「唱歌科教育案」を作成している政岡保治は

表1 1934年から1938年までの「唱歌科教育案」

年	授業者	学年	題材	学習内容	主たる目標
1934 (S9)	政岡保治	第五学年	妙義山 (二長調)	妙義山の歌唱 テスト	如何に歌へばよりよく情趣の表現が出来るかを工夫する態度
1935 (S10)	田路定子	第四学年	廣瀬中佐 (ト長調 4分の4拍子)	既習曲 廣瀬中佐の歌曲研究 テスト	自然の発声を為す能力 軍神廣瀬中佐の尊き人格を贊美する態度
同上	政岡保治	第六学年	四季の雨 ト長調 4分の3拍子	四季の雨の歌唱 レコード音楽の鑑賞 (ワルツ) テスト	四季の雨のそれぞれの美しい情趣を味ふ能力
1938 (S13)	政岡保治	第三学年	白帆	既習曲 「白帆」の学習 レコードによる鑑賞 (メヌエット) 既習曲	白帆の唱詠鑑賞により、長閑な海の情趣の感得

1924 (T13) ~1941 (S16) 年までの17年間在職し、及川との在職期間とも重なっている。田路(石垣)定子は1935 (S10) 年3月から1939 (S14) 年8月までの4, 5年間の在職である。

全体を概観した特徴の一つ目は、四つの「教育案」とも歌唱教材を題材として設定する構成の仕方をしており、また、音楽技能の習得と学習態度や習慣を目標に掲げているという点である。ただし、内容構成は多少異なり、1934年の政岡と1935年の田路はその歌唱指導とテストを課した構成、1935年と38年の政岡と教育案では題材設定した歌唱の指導とレコード鑑賞の二本立てで構成されていた。

特徴の二つ目は科学的調査を前提として、「学級事情」において児童の状態と課題を明確にし、また授業の成果を「テスト」によって測定しようと試みている点があげられる。

最もそれが端的にあらわれているのは1934年度の「妙義山」の「唱歌科教育案」であった。表2をみてみよう。指導案の最初に「学

級事情」の項がたてられている。

(3)は音楽の授業内というよりは学級生活全般においての「不十分なる習慣態度」と思われる。こうした児童の実態を科学的調査のもとに把握した上で、児童の学習への自主的、積極的な取組みを課題とし、それを音楽授業全体の目標としていたことが伺える。

「学習動機」では「教師の弾奏により感興に訴へ、独力で歌はんとする動機」に基づいて授業が進められるよう意図され、授業案では各児自由視唱と各児練習が設けられ「進んで指導を求めるとする習慣態度」や「如何に歌へばよりよく情趣の表現が出来るかを工夫する態度」の形成が「望ましき活動の変化」として目指されていた¹⁷。

上記のことからすれば特徴の三つ目は児童の自主的な学習への取り組みとそのための自由な学習時間の確保を重視しており、児童一人の成長の視点から授業構成がなされていることがあげられる。「妙義山」以外の三つの教育案においても曲譜視唱の際には必ず「自由

表2 1934年6月 題目「妙義山」尋常科第五学年唱歌科教育案(政岡保治)

四到達目標		学習過程					児童の活動		三学習過程		学級事情	
1. 妙義山の絶景を偲ぶ快活の情	2. 四分の三拍子の曲を歌ひ得る能力	1. リズムの吟味	2. 妙義山の曲譜の各児視唱	(一) 妙義山の曲譜視唱	児童の活動	1. 自己の意見が正しい時は強く出張する習慣態度	1. 割当された仕事が終わったら新しい仕事を見出す態度	1. 生活年齢: 十年三ヶ月~十一年二ヶ月	1. 同中位数: 十一年三ヶ月	(1) 生活年齢: 十年三ヶ月~十一年二ヶ月	(2) 精神年齢: 八年六ヶ月~十二年三ヶ月	
3. 二長調の曲を視唱する能力	4. 歌謡曲を歌ひ楽しむ態度	2. 各児練習	3. 質問	(二) 歌詞の研究	望ましき活動への変化	2. 価値あるプロジェクトをなし之が実行に努める習慣態度	2. 分団の一員としての自己の責任を重んじる習慣態度	2. 価値あるプロジェクトをなし之が実行に努める習慣態度	2. 分団の一員としての自己の責任を重んじる習慣態度	(3) 不十分なる習慣態度	(3) 不十分なる習慣態度	
		3. 難点の研究	4. テスト	5. 練習		3. 学習に必要なものを準備する習慣	3. 教師の演奏により感興に訴へ、独力で歌はんとする動機による	3. 学習に必要なものを準備する習慣	3. 教師の演奏により感興に訴へ、独力で歌はんとする動機による	3. 同上	3. 同上	

視唱」を設け、自分たちで課題を発見し、表現の追求、進んで学習する態度等の育成が意図されていた。

特徴の四つ目は1935年度からは鑑賞指導が学習領域として加わったということである。

1935年度の「四季の雨」(政岡)の教育案ではワルツの鑑賞で「静かに傾聴し鑑賞する態度」と「ワルツに関する知識」の習得、また1938年度の「白帆」(政岡)では、メヌエットの鑑賞で「音楽鑑賞の態度」と「メヌエットに関する知識」の習得を目指されていた。

実際1938(S13)年、政岡保治の担任のもと第3学年にいた1942年度の卒業生の一人は音楽の授業で思い出すのは唱歌とレコード鑑賞の二つであり、音楽室に大きな電気蓄音機があったことを記憶しており、別の一人も音楽の時間といえば鑑賞が楽しみでトルコ行進曲を聴いた覚えがあるということだった¹⁸。

上記のように1930年代の唱歌科の教育案は唱歌教材を題目として設定し、歌唱活動を中心構成され、時に鑑賞やテストが課されていた。特に、国民学校令施行規則において鑑賞領域が設定される以前に、明石附小では鑑

賞指導を開始していたことが伺える。

また、既成の歌唱教材を単位とする授業構成は、「生活単位案」等に比べると教育内容の選択や構成方法において教師の自主性の發揮される範囲が制限されている側面は大きいと考えられる。しかし、1934年度の「教育案」に見た通り、科学的調査を前提として児童の実態把握を行おうとし、その上で音楽の知識技能、学習態度を形成していく際には、個々人の自主性や独力で音楽表現を追求していくこと、つまり児童生徒一人一人の成長を授業全体の目標としてすることで、授業を固定的なものとしてではなく、児童生徒の活動によって生成していくものとする捉え方が見てとれる。この傾向は他の教育案にもみられるものであり、及川の内容と目標も含めて作成しようとするカリキュラム編成の方針を受け継ぐものだったといえるのではないだろうか。

(3) 他教科との関連性をもたない音楽活動

「教科教育案」としての音楽活動の他、他教科や「生活単位案」に音楽活動が取り入れられる事例の有無について調べてみると、「生活

単位案」にも「教科教育案」（他教科）にも統合的な取り扱いの事例は見られなかった。また、次節でみると、1940年には体鍊科体操の教科の中に音楽活動が取り入れられていたものの、1930年代の「教育案」には体操の教育案自体が作成されていなかったために、二者の統合的な取り扱いについて確認することもできなかった。

このように唱歌は独立教科として授業構成が為されていたのに対し、同時期の同じ芸術技能系である図画科みてみると、「生活単位教育案」と「教科単位教育案」の両方に組み入れられ、唱歌科とは異なる編成が行われていたことがわかる。

例えば、1939年度は「尋常科第四学年生活単位教育案」の題目で「課外読物指導（ラジオと紙芝居）」（前川吉松）の活動が行われ、ラジオ放送と紙芝居の会を企画、準備、発表するまでの学習の中で絵画制作が行われていた。また、「尋常科第五学年図画科教育案」では題目を「夏季の衛生ポスター」としてポスター作りを行っている。この「教科教育案」においても「梅雨及盛夏の候の衛生保健上留意すべき事項の研究と、注意と反省を惹起するためのポスター作り」の作業であり、生活様式の理解に繋がる内容をもち生活単位案として組織することが行われていた¹⁹。

図画科の場合にはその題材からも明らかのように、芸術性だけでなく、画を描くことや物作りといった活動が日常生活に実用性をもって関わってくるということが、「教科教育案」と「生活単位教育案」の両方の作成を可能にする大きな要因になっていると考えられる。

また「課外読物指導（ラジオと紙芝居）」では「描画写及び綴方及び話方の能力」、「図画

科教育案」では「ポスターに必要な構図描写彩色を施す能力」が到達目標として設定されているものの、その描画、構図描写彩色の技法を一齊に学習するような場面は想定されていなかった。こうした技能に関わる学習が、各自に任せ得るということも生活単位案に移行しやすい要因であったと考えられる。

それに対し、既成楽曲を齊唱するといった授業構成は明治期に「唱歌」を設置した時からの原形体であり、及川の算術科生活単位案や上記の「生活単位教育案」、「図画科教育案」でみてきたような生活内容を組織し、その中に音楽活動を取り入れるような授業構成はほとんどなされてこなかった。これは生活内容を授業構成の核とし、その社会的な意味の了解を学習しようとしていた明石附小においてさえ、日常の生活文化の中から音楽を取り出し組織することが困難であったことを示しているといえよう。

2. 国民学校期の明石附小における教科の統合と音楽

（1） 総合授業と音楽

1940年代になると戦時教育体制が強化されるようになっていった。明石附小では1940（昭和15）年7月から玉木俊雄が主事となった。玉木主事は及川と直接の接点がなく、また戦時体制下に在職したこと、「国民学校精神の普及徹底」を使命として、これまでの附小学校の教育から方向転換を図ろうとしていた²⁰。また1940年以降、及川とともにカリキュラム研究に携わった教員の割合は減少していったという²¹。

さらに1940年度からそれまでの男女混合制を性別学級性に改められ、六カ年の持ち上が

り制も二、三年間の持ち上がり制にし、第三学年以上で学習していた習字も、芸能科習字が設定されたことから全学年で実施するなどの改正がなされた²²。こうして国民学校期の明石附小の実践は教職員、組織運営の上からも1930年代とは様変わりする中で行われることになった。

国民学校令施行規則では「各教科並ニ科目ハ其ノ特色ヲ發揮セシムルト共ニ相互ノ関連ヲ緊密ナラシメ之ヲ國民鍊成ノ一途ニ帰セシムヘシ」（第1条 5）、また「第一学年ニ在リテハ學校長ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受ケ全部又ハ一部ノ教科及科目ニ付綜合授業ヲ為スコトヲ得」（第27条）と定められたように、教科の統合や相互の関連性が重視され、綜合授業が取り入れられた。この方針に基づいた明石附小の授業案の中で音楽活動はどのように他教科との関連や統合を図っていったのだろうか。

1940年から1943年までの「授業案」²³を通して音楽活動と他教科、他領域との関連を見てみるとそのあり方には、第一に綜合授業の中への音楽活動の取り入れ、第二に単一教科の中への統合的な取り扱い（体操科の中の音楽活動、あるいは音楽科の中の体操的な活動の取り入れ）、第三に教科は独立しながら同一教材を扱って関連性をもつもの、以上三つの方法があげられる。

第一に、綜合授業の中への音楽活動の取り入れについてみてみよう。

1940年11月15、16日の教育研究会の第1学年授業案では新しく「綜合」を単位とした時間が設定された。そのため、それまで明石附小で取り組まれていた「生活単位」や「教科別生活単位」案はこの年の授業案には見られなくなってしまっている。

この1940年の「綜合」は、1941年には「綜合的取扱」、1942年は「総合的取扱（工作）」「総合的取扱（算数）」のように、次第に教科名を示すようになり、1943年には「総合的取扱」の教育案は無くなっている。このことは「綜合」がこの時期十分な普及をなさなかつたことを伺わせている。

しかし、1940年から1942年までの「綜合」を想定した時間の中で、それまでの「生活単位案」には取り入れられてこなかった音楽活動が取り込まれていることを確認することができる。

その一つは1941年10月3日の第一時と第二時に「オ月サマ」の題材で「総合的取扱」を行った大森豊子訓導の授業のうち、第二時間目「芸能科工作（総合的取扱）」の中に見ることができる。ここでは「お月見の夜おいしい御馳走お月様にお供へしようとする児童生活の遊びの中に、粘土による立体表現をなさしめ、手指の鍛磨をなし思想の発表をさせる」という活動の中で、「お月見経験を想起」する際に、「ヨミカタ」「ウタノホン」「エノホン」「コトバノオケイコ」と音楽を含めた教科書名が記載されていた。そして指導過程ではお供へものを作り、お供えをした後に「お月様の歌を歌ふ」、「遊戯へ発展させる」との記述がある²⁴。

音楽は工作活動の中で同じ題材の楽曲を歌い、遊戯するという形での取り入れられており、「お月見」という行事的な学習活動においては自然な形の統合が図られている。

こうした綜合授業における音楽の取り扱いについて、本多佐保美は東京女子高等師範附属国民学校、長野県師範附属国民学校、東京市富士見国民学校等の資料をもとに分析している。上記例と同様に、行事の中で同じ題材

の唱歌が歌われたり、詩や綴り方、図工等とともに表現活動の一方法として作曲、創作を行う例のあったことを明らかにしている²⁵。

そうしたことからすれば、「オ月サマ」での音楽活動の取り入れは、高等師範学校附属、師範学校附属小学校等において「適宜之を研究せしめ、其の成果に鑑み一歩一歩之を拡大すること」²⁶とされた国民学校の総合授業の試みとして、ごく一般的な事例であったことが伺える。しかしながら、1930年代にはみられなかった学習の統合が国民学校期に開始されたことは方法上の進展としてみることができるだろう。

(2) 統合的な学習としての他教科との関連

音楽の他教科、他領域との関連性として第二にあげられるのは他教科との統合的な学習の取り扱いがあったことである。これは、一つは「体鍊科体操」科目の中に音楽的な活動が含まれている場合と、もう一つは反対に「芸能科音楽」の授業の中に身体表現活動など体操科的な活動が含まれている場合とがあった。

「体鍊科体操」の中に音楽活動が含まれている例の一つは、1941年度の第5学年「臂立開脚飛越、臂立跳上下」(田村稔)の授業の中で「仲良し」という唱歌遊戯が含まれているものである²⁷。もう一つは高等科ではあるものの、1943年度の高等科一、二年女子の「基本歩法(交換歩法)」(桜井良子)の授業案の中で、オルガンを使用しながら基本歩法を音楽に合わせて行い、「発展的動作」に進んだ後に「総合して自由創作」を行うという「音楽遊戯」が行われているものである²⁸。

ただし、「体鍊科体操」にはもともと「体操、教練、遊戯競技及衛生ヲ課シ心身ノ健全ナル發達ヲ図ルト共ニ団体訓練ヲ行ヒ規律ヲ守リ

協同ヲ尚フノ習慣ヲ養フモノトス」(国民学校令施行規則 第11条)として、遊戯が含まれている。そのためこの二つの事例は音楽との統合的な学習を意図したというよりも、「体操」の中に音楽的な遊戯活動として含まれていたと考えられる。

また、この体操の授業案を作成した田村稔と桜井良子はともに国民学校期の明石附小では音楽科の教科研究の担当者であり²⁹、教育研究会の「芸能科音楽」の授業案も作成している人物であることは興味深い。前述の通り、政岡は1941年3月、田路は1939年8月に明石附小を離れている。

田村稔は1937(S12)年、兵庫県御影師範学校第一部を卒業している。師範学校時代は音楽部に所属し、合唱に親しみ最初に赴任した神戸市の志池小学校時代にも合唱グループに入り活動を行っていたことから音楽を得意とするようになったということである³⁰。その田村稔は1940年4月から1947年3月までの7年間明石小学校に在職し、その間音楽科の主任を務め、この間の発行物に音楽関係の論文をすべて執筆している。

一方、桜井良子は昭和1941(S16)年4月から1944年3月までの短期間の在籍であった。1940年に明石師範学校第一部を卒業後、一年間専攻科に残り、その年の4月から附属小学校に勤めることとなった。幼稚園、尋常小学校、高等尋常小学校、女子師範学校と19年間明石女子師範学校の中で教育を受けた人物であり、「尋常小学校一年の音楽会の時にはキューイーさんの曲を独唱したことが嬉しくて、思い出になっています」と話してくれた³¹。桜井は1941年には高等科一、二年女子の「家事科」、初等科四年女子の「裁縫科」、1943年度にも初等科四年女子「裁縫」の授業案を作

成しており、卒業生にも裁縫の先生という印象が強くあるようであった³²。しかし、1941から43年までの「授業案」では田村とともに芸能科音楽の授業案も担当しており、音楽を得意教科としていたことは確かである。

この音楽を得意とする二人が「体鍊科体操」の中で音楽的な「遊戯」を取り入れることは比較的、自然に行われていたと考えられる。

次に、「芸能科音楽」の中に体操に繋がる身体表現活動が含まれていた例は、1941年度第2学年の「朝の歌」（桜井）の授業案と1943年度の第2学年「花火」（田村）の授業案にみることができる。

桜井の「朝の歌」では第四時に「体操と関連して総合的な取扱ひをなし、一層快活準備な精神を養ふ」としている³³。また、田村の「花火」では歌曲の指導の中で「割竹による律動訓練」があり、「新出律動を身体活動に表現する能力を養う」ことが記されている³⁴。

国民学校の教科編成においてこの二教科は、第一学年では体鍊科体操と芸能科音楽は合わせて五時間、第二学年では六時間というように、合同で時間設定がされていた³⁵。そのため、低学年においては音楽と体操を同じ時間で統合的に取り扱うことがあったと考えられる。田村氏は「当時は音体といって低学年は一緒に時間にやっていました」と話す。資料に残る「花火」の授業案を提示したところ「どんどん鳴った花火だ、とリズムに合わせて手を叩いたりして表現したんです」と思い出しながら手を打って示してくれた³⁶。

実際の時間割がどのような形で編成されていたのかは現在のところ不明であるものの、「芸能科音楽」の中で遊戯や身体表現を取り入れることは形式的な学習というよりも子どもの表現方法として自然に行えることなども

あり、こうした授業案は作成されやすく、また実施可能性も高かったと考えられる。

（3）同一題材の扱いによる他教科との関連

音楽の他教科、他領域との関連性として第三にあげられるのは、中学年以上の授業において同内容の教材を同じ時期にそれぞれの教科の時間で行う方法が行われていたということである。

中学年以上の授業案では他教科との関連について3つが明記されている。1940年の田村の「山の秋」（第四学年）では『国語読本八』「晚秋」との関連、1943年桜井の「千早城」（第四学年）では『初等科国語三』「千早城」との関連、『初等科習字二』「忠臣楠木正成」との関連のあることが記されている。授業案にはどのように関連させていくのかその具体的方法については示されていないものの、1941年度の卒業生の一人は「『ひよどり越』や『廣瀬中佐』などは授業が違っても同じような時期にやっていました、そのことがとてもよく記憶に残っています」と話している³⁷。

林尚示はこのような同じ題材を別時間の教科内で行う統合の方法が1941年以降の東京高等師範学校附属小学校においても見られることを指摘している。ここでも、中学年では共通題材による横断的学习による教育方法の統合が行われ、『初等科国語四』「7ひよどり越」と『初等科音楽二』「ひよどり越」を共通題材とし、授業は「読み方」「音楽」で別になっているが、この二つで7時間扱いの計画をたてられていた³⁸。

このように、国民学校制度が施行されたことにより、高等師範附属、師範附属国民学校では、他教科や総合授業の中に音楽を取り入れた統合学習の試みが行われていったことが

わかる。

明石附小での音楽活動が他の教科や総合授業の中に組み込まれていく試みは、他の附属小学校の実践と類似したものであり、とりたてて独自性を確認できるものではなかった。また、総合授業の「オ月サマ」における同一題材の歌唱活動や音楽「花火」での身体表現の取り入れは未分化な発達段階にある低学年の子どもにとって自然な学習の統合としてみることができるもの、中学年、高学年における統合の方法は整合性をもっていたのか否か、また方法論だけでなくその目的との関係を考えた時にこれらの実践をいかに評価するのかは、改めて検討する必要のある課題である。

戦後の明石附小のコア・カリキュラムの実践は「中心課程」を中心にカリキュラム全体を統合する形のカリキュラム編成をしており、音楽活動も積極的に「中心学習」の中に取り入れられていた。例えば第1学年の単元「学校めぐりをしよう」では音楽室の探検とそこで音楽活動があり、高学年の第6学年の単元

「世界めぐりの展覧会を開こう」でも「欧米各地の音楽の創意を歌曲レコードによって調べる」作業活動や、単元「明石の復興に協力しよう」では、「復興音楽劇する」活動の一つとして「僕等の明石」を創作する活動などが考案されていた³⁹。

1930年代の「生活単位案」の中には音楽活動を取り入れる実践がなかったことを考えると、こうした戦後の明石プランの「中心課程」の中で音楽が積極的に取り入れられていった背景には、国民学校期の教科統合と総合教授の中の音楽活動の取り扱いが一つの布石となつたと言えるだろう。

3. 芸能科音楽の授業案の特徴

それでは国民学校期の明石附小の教科として芸能科音楽の実践はどのような特色をもつていたのだろうか。

1940年から1943年までの研究発表会で行われた音楽の授業案は7つあり⁴⁰、その概要を表3に整理した。

表3 明石女子師範学校附属小学校 1940年から1943年までの研究授業における音楽科の授業案の概要

年	授業者	学年	題材	学習内容	情操の陶冶に関わる主な目標
1940	田村稔	第四学年	山の秋（新訂尋常小学唱歌） （ハ長調 四分の四拍子）	「山の秋」の歌唱、和音聽音・和音唱	「山の秋の興趣深い季節の訪れを歌つて明朗・優美な情操を養ふ」「協調的精神の涵養」「皇國民の誇りと喜びを自覚して唱謡する態度」
1941	田村稔	第五学年	いてふ（新訂尋常小学唱歌） （ハ長調 四分の四拍子）	基礎練習、「いてふ」の指導、「トルコ行進曲」の鑑賞	「児童の心情を爽快純美ならしめ、ハ長調、四分の四拍子の楽曲の音名複唱に習熟させる」
	桜井良子	第二学年	朝のうた（うたのほん下） （ハ長調四分の四拍子）	「朝のうた」の歌唱、基礎練習、器楽練習	「快活純美的感情を養ひ、清潔、勤勉の習慣を養ふ」「国民精神を昂揚させる」
1942	田村稔	第六学年	出征兵上（新訂尋常小学唱歌六） （ハ長調、四分の二拍子）	基礎練習、「出征兵士」の歌唱、「てふてふ」の器楽	「ハ長調四分の二拍子の楽曲の視唱に習熟させ、忠君愛国精神の涵養する」
	桜井良子	第三学年	山の歌（初等科音楽一） （ハ長調 四分の三拍子）	基礎練習、「山の歌」の歌唱、「鯉のぼり」の器楽	「明朗快活の精神を養ひ、自然に親しむ心を喚起する」
1943	田村稔	第二学年	花火（うたのほん下） （ハ長調、四分の二拍子）	聽音練習、「花火」の歌唱、「軍艦行進曲」の鑑賞	「快活純美の情を養ふ」
	桜井良子	第四学年	千早城（初等科音楽二） （ハ長調 四分の三拍子）	基礎練習、「千早城」の歌唱、「ガヴォット」の鑑賞	「勇壯活潑の精神を養ひ、忠勇義烈の心を喚起して国民精神の昂揚に資すると共に、三部合唱曲の歌唱に習熟させる」

この時期の授業案は1930年代と同様に歌唱教材名が題目として設定されている。

国定教科書の発行は「ウタノホン上」「うたのほん下」(1941年3月7日)、「初等科音楽」一、二(1942年2月24日)、「初等科音楽」三、四(1942年12月31日)、「初等科音楽四」(1942年12月31日)となるように、「初等科音楽」の発行は国民学校制度の施行以後になされたこともあり、教材は既存の教科書からも採用されている。また、主教材となる楽曲の題材は「山の秋」「いてふ」「朝の歌」「山の歌」「花火」のように季節や自然、日常生活の題材を歌ったものと「出征兵士」「千早城」など戦意高揚を直接に題材としたり、歴史上の人物を通して忠君愛国の精神を歌ったものの二つの傾向がみられた。この少ない授業案の中では軍国主義的な題材よりも花鳥風月や生活題材を扱った楽曲教材が多いということも特徴的である。

(1) 授業案にみられる指導領域の拡大

1940年から43年の「授業案」を通観すると、第一に1930年代と比べて複数領域による授業構成が行われていることが特徴としてあげられる。

前述したように、1930年代の授業案では既に鑑賞活動は始められており、明石附小では継続された形になっている。しかし、基礎練習はここに来て、はじめて独立した形で行われるようになり、さらに器楽も取り入れられて指導領域が拡大し、常に三あるいは四領域から授業が構成されるように変化している。

1940年「山の秋」は過渡期として「和音聴音・和音唱」の基礎練習が歌唱指導の後に行われている。しかし、1941年「いてふ」では歌唱の前に同じ調性で関連をもった基礎練習が配

置され、歌唱の後に「トルコ行進曲」の鑑賞が行われ、それ以後、楽曲教材の調性と関連をもった基礎練習、それから歌唱という順序が定着している。

鑑賞は、41年「いてふ」の授業案では「トルコ行進曲」、1943年「花火」の授業案では「軍艦行進曲」、同43年「千早城」の授業案では「ガボット」の鑑賞が設定されている。聞き取りをした卒業生は誰もがレコード鑑賞をしたことを記憶していた。1947年度の卒業生だった女性は「レコード鑑賞が一番好きでした」、「ただ、音楽を聴くというだけだったけれど、みんなで聴くことが楽しかった、トルコ行進曲を聴きました。そのほかにもいろいろこんな曲があるのかと思って楽しかったです」と話している⁴¹。

一方器楽は、1942年田村の「出征兵士」授業案の中では「てふてふ」の器楽合奏として「ハーモニカ奏法の向上を図る」こと、同年桜井の「山の歌」授業案の中の「鯉のぼり」では「器楽愛好の精神を養成する」と書かれているものの、他の歌唱、基礎練習、鑑賞と比べる具体的に記述されている箇所は少なかった。また、1941～1943年の資料の中で田村が音楽指導の実際にについて論述している論文においても歌唱、鑑賞、基礎練習の指導についてはあるものの、器楽については言及していない。

卒業生たちにも基礎練習や鑑賞に比べて器楽に関する記憶が薄かった。1941年度の卒業生たちは器楽の記憶がなく、1947年度に卒業した生徒はハーモニカを持っていたことを記憶しているものの、音楽の授業で使った記憶は無いとのことだった⁴²。1942年6月6日の研究発表会時「小音楽会」では第六学年が「てふてふ」のハーモニカ合奏を行うとのプログ

ラムが掲載されているものの⁴³、明石附小では歌唱や基礎練習に比べるとその実践のウエートは少なかったことが伺える。

一方、芸能科音楽として指導領域が拡大実施されていった中で、どの授業案にも確実に設定されていたのは基礎練習であった。

周知の通り、国民学校で基礎練習を取り入れは「聴音の練習が音楽の基礎として大切なことはいふまでもないが、特に音に対する鋭敏なる感覚を訓練することは国防その他にも必要とせられる」として国防教育の一環として位置づけられ、重視されていた⁴⁴。

田村も基礎練習には四〇分の授業中約十分を当てるとしており⁴⁵、授業の四分の一が基礎練習に配分されていた。聞き取りを行った4人の卒業生とともに基礎練習のことを明確に覚えていた。基礎練習に対する反応は、1942年度の卒業生のうち一人の女性は「なんとなく出来ていったので好きになった」といい、1947年度の卒業生の女性も「最初はゆっくり聞いて答えるけれど、なれてくるとだんだん早くしてどんどん答えなければならず、スリルがあっておもしろかった」という。一方、「とにかく、聞き取りが苦手で、ダメでした」という女性と「まったく、わからなかかったですよ。その音を聞くっていうやつは」という男性とで得意になっていた生徒と苦手意識をもった生徒に分かれていた⁴⁶。しかし、器楽や鑑賞に比べると基礎練習は和音笛といったものも普及し、実施の容易な領域であり、全国的に広く行われていたと考えられる⁴⁷。

このように基礎練習と鑑賞や器楽を加えた新しい授業案構成の傾向は1943年まで変わらず、国民学校令施行規則「初等科ニ於テハ平易ナル単音唱歌ヲ課シ適宜輪唱歌及重音唱歌ヲ加ヘ且音楽ヲ鑑賞セシムルヘシ又器楽ノ指

導ヲ為スコトヲ得」（第14条）の内容を受け、明石附小の芸能科音楽の授業構成は1930年代のものよりも、確実に学習領域の拡大されたものとなっていたことがわかる。

しかし、基礎練習が設定され、さらに鑑賞あるいは器楽の領域が加えられたことは、学習領域の拡大という発展だけでなく、授業構成の流れの分断を引き起こすことにもなっていた。この新しい授業構成が具体的にどのようなものであったのかを1941年度「いてふ」（第五学年）の授業案を通してみることにしよう。

（2）授業構成を拘束する基礎練習の設定

—1941年「いてふ」（第五学年）の授業案を通して—

表4に示したように、1941年度に田村稔は「いてふ」（新訂尋常小学唱歌五・十九　へ長調、四分の四拍子、一点ハ～二点ニ音の音域、16小節）を題材とした初等科第五学年芸能科音楽の授業案を作成している⁴⁸。四時間扱いの第二時の授業である。

この授業では「児童の心情を爽快純美ならしめ」という「爽快純美」の情操陶冶と「楽曲の音名視唱に習熟させる」という音楽技能の習得を目的とし、四時間計画の案が作成されている。そして授業案の中では「音高・律動に注意する」「発音を正しく」といった音楽技能、表現の工夫に対する留意点とともに「よろこんで授業にのぞむ態度を養ふ」「諦聽の態度」といった学習態度の形成も記されている。

授業構成は、一、既習曲を歌唱した後、二、基礎練習では1. 和音聴取と書取、2. 分散和音唱を行い、中心学習となる三、「いてふ」の指導では、1. 視唱と2. 第二節の歌詞の読み、吟味、歌唱の指導を行い、次に四、「トルコ行

表4 1940年11月題材「いでゑ」

初等科第五学年芸能科音楽授業案（田村稔）

三、計画 四時間	
授業の内容	授業の要領
五、過程	第一時 楽曲を指導して歌唱力の向上を図り、楽曲の構造の吟味をなすと共に、 聽音訓練を課す。
	第二時 歌詞第二節の指導と鑑賞、聽音訓練をする。(本時)
	第三時 歌詞第一節の指導と聽音、器楽の指導
	第四時 楽曲の歌唱・鑑賞・聽音・器楽の指導
四、準備 教師歌曲の板書、教師觀賞用音盤(ペーネー・ヴェン)の「トルコ行進曲」、 児童、新訂尋常小学唱歌第五学年用、和音笛、ハーモニカ	1. 音楽的雰囲気の醸成 既習曲「富士の山」「港の歌謡」歌唱 ・演奏
二、基礎練習	○誦音の態度 ○上手に生々としたぶ。
1. 和音聽音と書取	○明瞭に生々としたぶ。
2. 分数和音唱	○歌唱教材との連関を計る。
三、歌曲「いてら」の指導	○音高、律動に注意する。
1. 楽曲の視唱	○発音を正しく
2. 歌詞第二節の指導	○いてらに対する経験発表 ○難点の指導 ○情景の想像
○ 読む ○ 吟味 ○ 断唱	○歌詞の持つ意味を技巧に生かす。
四、音盤「トルコ行進曲」の鑑賞	○目標を定めて聞く習慣を養ふ。 ○どんな気持 ○楽曲の形式の理解 ○氣分の整理
1. 鑑賞の立場を設定 2. 楽曲の全體性把握 3. 旋律の反復吟味	○学生の反省と今後の心情

進曲」(ベートーヴェン) の鑑賞、五、「整理、反省」をして終わるという流れが示されている。また、第三、四時の授業時には器楽の指導も含まれている。

「いてふ」の授業全体をみると、指導領域が拡大したことにより、相互の活動の関連性が取りにくくなっていることがわかる。

ここでのベートーヴェンの「トルコ行進曲」の鑑賞は、九月に扱ったモーツアルトの「トルコ行進曲」との関連で設定されており、「いてふ」との関連性を図ったものではない。「いてふ」がヘ長調、四分の四拍子であるのに対し「トルコ行進曲」はイ長調、二分の二拍子であり楽曲形式上の共通項も有していないことになる。「いてふ」と「行進曲」という題材からもわかるように題材上の相互の関連性もなく、おそらく一時間の授業内での各教材相互の関連性、有機的な繋がりをもたせることは困難であり、そのことにそれほど重点が置かれていなかつたと考えられる。

さらに毎時間確実に行われていた基礎練習は楽曲教材との関係性を配慮する中で授業構成上の不自由さを生み出していた。

1941年の「いてふ」の学習の中の基礎練習

はへ長調の主和音「へ・イ・ハ」を扱い、「歌唱教材との連関を図る」と記されているよう
に、「いてふ」の調性と合わせた和音聴音を行う工夫がなされている。しかし、それ以外の
下属和音（へ・変口・二）や属和音（ホ・ト・ハ）の練習については言及されてはいない。
絶対音感の育成のために、カデンツ（終止形和音）の響きや機能について学習することを
課題とするのであれば、主和音「へ・イ・ハ」だけでは不十分である。

授業案の第五学年の教科書となる『初等科音楽三』にはホ短調（シャープ1つ）、ニ短調（フラット一つ）、ニ長調と口短調（ともにシャープ二つ）の終止形和音が掲載され、『初等科音楽四』（第六学年）にはシャープ、フラット2つまでの長調、短調とニ陽音階、ホ陰音階、ニ律音階の合唱基礎練習の和音も掲載されており⁴⁹、複数の終止形和音を学習するよう計画されていた。

しかし田村は「本年（1941年—括弧内筆者）三月迄、約五ヶ月の間だ「ハホト」「ハヘイ」「ロニト」の訓練に費し、それより一ヶ月に一個迄新しい和音を取扱ひ、現在「イハホ」「ヘイハ」の指導に及んでゐます。然し既習の和音

を全部識別し得る者は約二分の一でありまして、周到なる準備の下に実施しなかつたことを遺憾に思つてゐます」と実情を述べている⁵⁰

ハ長調の三和音と他二つの和音の練習においてさえ、理解しているものが半分であれば、曲に応じて各調性の和音聴音を進ても、より多くの児童たちがついていけなくなり、授業を進めることができることが困難になることが想像できる。こうした状況からこの授業案でもハ長調の下属和音と属和音は取り扱わず、主和音だけを行うことになったのではないだろうか。

和音練習と楽曲教材との関連性を考えれば、多くの和音練習を子どもに課すか、あるいはできるもの調性をもった教材に限定するということになる。この四年間の研究授業案では「いてふ」のハ長調以外はすべてハ長調の曲を題材教材とし、基礎練習との関連性がもてるものを限定して選定しているようにも見受けられる。1930年代の教育案ではハ長調に偏らずニ長調とト長調の楽曲も選定しており、1940年からの楽曲教材がハ長調に偏っていることがわかる。

児童の実態と歌唱教材と基礎練習の関連性を考えれば調性が偏る可能性、調性の偏りを是正しようとすれば、児童の実態と離れる可能性をそれぞれ有しており、その点で基礎練習の導入は授業構成を不自由にする要因を感じさせていたということになるだろう。

しかし、この基礎練習は戦後に続けられることはなかった。終戦の翌年1946年10月11,12日に明石附小では「新教育に関する紀要」を発行している。この中で田村は第四学年を対象に「秋景」(小学唱歌)を題材とした授業案を示している⁵¹。学習方法として明石附小全体で「討議法」が取り入れられ、歌曲「秋景」の学習では「研究順序の討議・決定」「研究順

序の決定により順次学習する」といったように、形式的には子どもたちの自主的な討議と判断で学習を進行していくことを意図されている。しかし、「発声、発音」の基礎練習をして歌唱教材「秋景」を歌い、「トロイメライ」の鑑賞で「静かな穏やかな気分に浸らせて」授業を追わせるという、楽曲教材を単位とした基本的な構成は国民学校期とそれほどかわるものではない。

その中で明確に内容が変わったのは基礎練習であり、音名による和音聴音、音名唱法ではなく「音階譜の視唱」を「階名に注意して」歌うように記されている。絶対音感を養成するための音名唱法をやめ、相対音度に基づく「階名唱法」に戻している。文部省も1946年8月28日付で文部省は「原則としてドレミ階名唱法を則ることとした」との通牒を出しておらず、全国的に階名唱法に戻る動きをみせていた。田村自身も国民学校で「一番まずかったのはハ・ホ・トの音感教育だったね、馴染まなかった」と感じていたようだであった⁵²。

この国民学校期の授業構成をみてみると鑑賞指導はあったものの、基礎練習を始め、器楽といった音楽領域の広がりは1930年代にはみられなかつたものである。しかし、それは歌唱と器楽や鑑賞との関係においては題材や音楽的な内容の不整合性、また基礎練習と歌唱との関係においては調性を限定する不自由さを作り出す矛盾をもつていたことがわかる。

戦後の教育課程改革において音楽科も活動領域を拡大した単元学習を試みたものの、内容の不整合性やまとまりのなさは常に課題であった⁵³。歌唱を含めた表現と鑑賞の音楽経験の有機的な統合の仕方、あるいはメロディー、リズム、ハーモニー等の音楽要素の統合的指導のあり方が本格的に議論されるようになる

のは1959、60年度の文部省の実験学校での研究を一つの契機としてからであった。国民学校期の音楽授業は領域拡大という点で戦後の音楽授業構成の前形を作ったものの、そこでの構成上の不整合性の問題も付随して生み出したということになる。

（3）「国民的情操の陶冶」の目標設定と「歌舞」という行為との関係性

もう一つの特徴となるのは1930年代の指導案に比べ、その目標に「快活純美の情」や「皇国民の精神を昂揚させる」といった「国民的情操の醇化」といわれる情操の陶冶が多く示されていることである。

先にみた1941年「いてふ」の授業案では「音高・律動に注意する」「発音を正しく」といった音楽技能、表現の工夫に対する留意点とともに「よろこんで授業にのぞむ態度を養ふ」「諦聴の態度」といった学習態度の形成が記されていた。そして全体目標は「児童の心情を爽快純美ならしめ、へ長調、四分の四拍子の楽曲の音名視唱に習熟させる」として、「爽快純美」の情操陶冶の目標が加わり、それとともに音名視唱の習熟という音楽技能の目標が設定されていた。

また、戦時教材の例として1942年「出征兵士」をみてみると、授業案の中では「鋭敏なる聴覚の育成と、より高次な歌唱を目指して」、「歌詞の意味を歌唱技巧に生かし」という技能と表現の工夫とともに「諦聴の態度の向上を図る」といった学習態度の形成が記されている。そして全体目標では「ハ長調四分の二拍子の楽曲の視唱に習熟させ、忠君愛国の精神の涵養に資する」としてやはり、音楽技能の習熟と忠君愛国的情操陶冶とが目標として設定されていた。

こうした授業構成案並びに指導論をみると、国民的情操の陶冶が音楽的技能や表現を追求し、直接心情に働きかけることによって達成されるということを芸能科音楽の論理として持っていることに気付くのである。

それは、1930年代の「教育案」と比較すれば、明白である。表1の1930年代「教育案」の心情や情操の陶冶にかかる主だった目標をみてみよう。1930年代のものは、いわば歌詞内容の情趣を理解し、表現できるようにという目標である。1935年の「廣瀬中佐」には「軍神廣瀬中佐を賛美する態度」の養成があげられているものの、その他の「快活純美」「明朗快活」の精神や「忠君愛国的精神」や「国民精神」といった「情操」の陶冶は目標は掲げられていない。

それに対し、表3の国民学校期の授業案の心情や情操の陶冶に関わる主だった目標をみてみよう。

ここでは1930年代の教育案でみられた歌詞内容の情趣を理解して表現することだけでなく、児童自身の「快活純美の情」や「国民精神の昂揚」といった「情操」の育成が強調され、数多く目標として設定されているのである。

「明朗・優美な情操」「爽快純美」「快活純美的感情」や、「協調的精神の涵養」「国民精神の昂揚」「忠君愛国精神の肝要」は、ともに「歌曲ヲ正シク歌唱シ音樂ヲ鑑賞スル能ヲ養ヒ国民的情操ヲ醇化スルコト」(国民学校令施行規則第14条) でいうところの「国民的情操の醇化」の一つ一つと考えることができるだろう。

しかし、授業案をみるとそれ以外の目標は学習態度や躾とともに音楽技能を習得を目指すもので、領域の増加はあるものの、既成の

歌唱教材を単位とした授業構成という大枠は、1930年代の教育案と同系であった。

一方、歌詞及び楽曲の選定について文部省では「力めて国民的感情の豊かなるもの、児童の志氣を鼓舞し乃至国民的気迫に富めるもの等を選」ぶことと説明している⁵⁴。しかし、国民学校期の明石附小の授業案の題材はとりわけ時局的な教材や愛国的な教材を増加させているという訳ではない。国民学校期の7つの授業案の内、戦時色をもった教材は「出征兵士」と「千早城」の二つのみであったことからもそのことがわかる。

田村は日中戦争が勃発して以来、「稍々もすると時局的教材を過多にとり、或はあらゆる教材に於て強ひて道徳上の何等かの問題に触れ、若しくは、徳目を羅列しなければ、音楽としての価値が減ずるとか、若しくは無いかの如くに考へられるおそれはなからうか」と戦時色の強い教材や徳目を羅列したような教材を強調する風潮を批判している。そして「自然美を謳ひ得るよろこびはむしろ日本人独自の立場であるとさへ考へたい程に、古来我が祖先は、自然美によく融化されて來たのであり、「それ故、日本の自然美を歌つた歌曲、そのものを、それに即して指導すること自体が国民としての情操啓培に、大きな役割をもつものといはねばならない」と自然美を扱った教材の意義を述べている⁵⁵。田村は「日本人独自の立場」と「自然美によく融合された」ところの「古来我が祖先」の思いが歌われている「日本の自然美を歌つた歌曲」こそが「国民としての情操啓培」に意味をもつとの考えを示している。その傾向が「授業案」の楽曲選定に反映されていると考えられる。田村が自然美を扱った教材「そのものを、それに即して指導すること」こそが、「国民としての情

操啓培に、大きな役割をもつ」と捉える考え方、「正シク歌唱」し、「音楽ヲ鑑賞スル」という音楽的能力の養成が、「国民的情操の醇化」に直結するという芸能科音楽の目的を反映したものといえるだろう。

その背景には当時どのような理論があったのだろうか。文部省督学官の松久義平は、芸能科はいわば「心技一体の修練」であるとの論じている。芸能科は「技能とともに精神を訓練し、技と心とを一つにして根底から人を作るといふ観点に立たなければならぬと思ふ」と言う⁵⁶。

「技能とともに精神を訓練し」というのは、歌うこと、あるいは鑑賞するといった音楽の「技能」を磨くこととが、即ち「明朗快活」や「忠君愛國」の「精神」を訓練するという論理である。この「技能」と「精神」の訓練、「技と心とを一つ」にして陶冶を同時に行なうところに音楽授業の特性が言い当てられている。さらに松久は「本来この教科は単に知的な又は身体的な他の教科と異なり、心身を一体として働かせるところにその特色があるのであり、眞に人を作り、創造的実践的な国民性格を築き上げるに適してゐる」と説明する⁵⁷。ここでは「知的な又は身体的な他の教科と異なる」として、「知的」なこと、知識の習得やら知性をもって思考することを行う教科とは異なる立場にあることが明言されて、「心身を一体として働かせる」ことが重視されている。即ち、考えることは軽視され、それよりもまず歌うこと、音楽することが重要であり、それによって精神が訓練され、そのまま心情が啓培されるということが教科の特性になるのである。

こうした文部省の説明と同様に田村も具体的に歌うことを優先とする考え方を示してい

る⁵⁸。

「『ガクカウ』の歌曲を音高もつけずに、如何に分析、解剖しても、そこから「国民的ニシテ、児童ノ心情ヲ快活純美ナラシメ徳性ノ涵養ニ資スル」というところの何物をも見出しえない。矢張り歌ひ且つ聴くべきである」と述べている。「ガクカウ」の歌曲は音高、すなわち旋律をつけて歌う、聴くことをしなければ、如何に机上で歌詞や楽曲の分析や解釈だけを指導しても、そこには何も生まれないということである。

そして「三回も四回も歌詞の意味を考へ乍ら歌ひ、聴いてゐる間だに自ら表現の技能や、教材の真精神を得ることが出来るだろう。この作業を継続して行くと自然に躰も出来、注意集中力の精神力も養はれるのである」と述べ、「三回も四回」も何度も繰り返して歌うことによって「教材の新精神を得」し、「自然に躰も出来、注意集中力の精神力も養はれる」としている。「歌詞の意味を考へ乍ら」とあるものの、前段の内容を考えれば、歌詞解釈よりも歌うこと聴くこと、つまり音楽表現すること優先するとの考えが示されているといえる。

主知的なものよりも、音楽表現を重視する理論的背景のもう一つは歌唱による全体意識の統合が集団訓練に適している主張されていたことに関係している。

国民学校令施行規則では「祭日祝日ニ於ケル歌唱ニ付キテハ周到ナル指導ヲ為シ敬虔ノ念ヲ養ヒ愛國ノ精神ヲ昂揚スルニ力ムヘシ」「学校行事及団体的行動トノ関連ニ留意スヘシ」(第14条)と規定され、祝祭日儀式や団体訓練と芸能科音楽を関連させること、またそれによって「敬虔ノ念ヲ養」ひ、「愛國ノ精神ヲ昂揚」するとされた。それに対する文部省

の示した論理は「音楽のもつ純粹性は歌ふ者、聴く者の心を純化し、これを全体意識に融合する点に於いて他教科に見られざる特色を持っているのである。又音楽の有する感激性は融合せる全意識を一つの方向に押し進める原動力ともなる」というもので⁵⁹、音楽は全体意識を統合することに適し、それも強制的な集団統合ではなく、歌うという行為の中で生まれる感激性がその機能を果たすことに注目するものであった。

田村も同じように「歌ふことにより、聴くことにより。人間の心を醇化し、没我的に全意識に融合するところに、音楽の純粹性、共和性がある。この融合した全体意識を或方向へ推し進める力を音楽は持つ。之は音楽の感激性とも言へようし、献身性とも言へると思う」と説明している⁶⁰。

ここにも「没我的に全意識に融合するところ」、即ち、自分自身が考えることを停止して、歌うこと集中する中に「音楽の純粹性、共和性があ」り、「全意識に融合」するというところに、「知的な教科」とは異なる機能があり、「心技一体」で歌う技を磨くことで「国民的情操」が陶冶されていくという教科としての特性、別言すれば国民学校期において目論まれた音楽の道具性が端的に示されているのである。

「没我的に全意識に融合する」ことに関わってか、1940年代の授業案では、1930年にはみられなかった全体を意識して歌うことが留意点として示されている。

例えば、1940年「山の秋」では「協調的精神の涵養」1942年「山の歌」では「全体の声を聴きつ、歌ふ」、出征兵士」では「全員が心をそろへて」、「歌曲の中に十分浸りきつて」、1943年「千早城」では「全体の声を聴きつ、

歌はせる」といった記述である。

それとは対照的に、1930年代にあった自由視唱の項目はなくなっていた。前述したように、1930年代の授業案は、自由視唱に象徴されるような活動によって、個々人の学習態度や表現の工夫などの「望ましき活動への変化」に重点が置かれ、授業全体の目標となって授業構成を力動的な生成的なものとしていた。

勿論、1940年代の授業案においても児童生徒の自主的な学習が意図されている。例えば、1942年の田村の「出征兵士」では「常に音を諦聴し自分で奏法をなほして行く態度」また、教材選定の「趣旨」には「何回も歌つて行く間に、如何なる気分で如何なる声音で歌ふべきかを感得させ、延長記号を何倍位に延すべきかも児童自ら発見させるやうにして創造的、発見的歌唱態度の確立に資する」とあるうように⁶¹、児童の自発的な学習態度を身につけさせるようとする視点がもたれている。

さらに、田村は1940年の「歌唱教材について」という論文の中で「如何に歌ふべきか」という主体的な歌い方の重視を主張している。田村は「如何に歌はせるか」が指導の鍵であると共に「如何に歌ふか」ということは、学習する者の立場から言へば、最高の重点でなければならぬ。歌ふということは、絶えず「如何に歌ふべきか」の意思の連続的発展面である。これなくしては、「歌ふ」ということの発展はのぞめない」と述べ⁶²、「如何に歌はせるか」という教師の指導のもとに、歌わされている状態から、自ら「歌いたい」という意欲とまた歌い方の工夫をもって「如何に歌ふべきか」という主体的歌い方へ発展させていくことこそを重視している。それは「歌唱の最終目的は、歌曲の直観によつて歌曲の中に融合し、心からの感銘をもつて歌ひこなす

ということであらう」、「立派に正しく歌はうとする努力と心構、そこに音楽による皇民的鍊成の場面があると思ふ」というように⁶³、「感銘をもつて」歌う「努力と心構え」という主体的な歌への取り組みによってこそ、「皇民的鍊成」に繋がるとの考え方を示している。

「皇国的鍊成」の理念は明らかに子ども自身のためのものではないにしろ、実際の授業のあり方においては冒頭に示した山住の「圧倒的多数の子どもたちにとって、この時代の音楽授業は、音楽にふれるよろこびとは無縁のものとなった」という批判とは対照的もののように見ることができる。

実際卒業生も「音楽の時間は歌うこともコード鑑賞をすることもとても楽しいものでした」や「軍国的な歌もそうでない歌もその時は同じような気持ちで歌っていました。それが当たり前の時代だったから、軍国的な歌だから特別に何か指導があったとかそんなこともなく、普通に同じように歌っていたんです。歌うことは楽しかったですから」と話している⁶⁴。その時代の中にいた子供たちには、楽しい授業であったという思いが残っているのである。

しかし、子どもたちの楽しさを保障したことのみで、現在の実践と連続するものと捉えることは早計であろう。最も重要なことは、ここでは「如何に歌ふか」という方法だけが抽出され、「何を歌うか」また「何のために歌うか」ということが言及されていないということなのである。

「出征兵士」の例のように「創造的、発見的歌唱態度の確立」が目指されても⁶⁵、それは個々人の表現のあり方を追求していくものではなく、「全体が声をそろえて」歌い、国民的情操を醇化するためであり、その目的は確定

されているのである。目的が上から固定化されれば、あるいは子ども一人一人の表現の追求や学習のあり方を考えていくことを前提とした目標がなければ、授業内容や目標の自由な変容や生成の可能性は閉じられてしまう。

1930年代の授業案と比べて国民学校期の授業構成が根本的に異なるのは、皇国民の鍛成にもとに目的が固定化され、授業構成を内容や目標を含めて考案することが極めて困難であったという点にあるのではないだろうか。

おわりに

本稿では、明石女子師範附属小学校・国民学校の研究授業案を通して、戦前期と戦時期との実践の関係性、また政策理念と具体化のあり方を視野に入れつつ国民学校期の芸能科音楽の授業構成の実際とその特質について検討を行った。明らかになったことは以下の通りである。

まず、第一に教科の統合と総合授業が国民学校令施行規則によって定められたことにより、明石附小においても、部分的にでも音楽学習は総合授業や他教科の中で取り扱われるようになっていった。総合授業においては、学習展開の流れの中で題材にあった歌を歌うという形で取り入れられていた。または他教科との関連は低学年では体鍛錬科体操の中で統合的な活動が図られ、中学年以上では国民科国語や国史などと同時期に共通の題材を設定するという形で図られるようになっていた。こうした他教科や総合授業における統合的な取り扱いは、1930年代の授業案には見られなかったことであり、戦後の明石プランの中心課程の中で行われた統合的な学習の布石とな

るものであったことを確認した。

第二に国民学校期の明石附小の授業構成の特質としては、1930年代に比べると1940年を過渡期とし1941年以後では授業構成は基礎練習の他、器楽や鑑賞の領域が加えられ、「唱歌」から「音楽」への学習領域の拡大をもたらしたということが明らかであった。

しかし、器楽の実践はおそらく限られていたと考えられ、また拡大した活動領域を一時間の授業の中に盛り込もうとすることで学習の流れを分断する傾向も生じさせていた。とりわけ基礎練習は歌唱教材との関連性を図ろうとすれば、調性を限定していかなければならない不自由さを見せていた。国民学校期に普及し始めた学習領域の拡大という発展とそのことによる教材構成の有機的関連性や系統性の不整合の課題は双方とも戦後へ引き継がれることとなった。

第三に歌うことと国民的情操の陶冶との関係については以下のことが指摘できる。

芸能科音楽の授業では音楽技能の習熟と学習態度の形成や躾とともに、「快活純美」あるいは「忠君愛国」といった国民的情操の醇化が目標として設定されていた。このことは「心技一体の修練」の原理を具体的に示すものでもあった。それは、思考することや知的な作業よりも、歌うということに集中すること、また団体で歌うことによる「没我的な全意識の融合」の中で無意識のうちに「快活純美」「忠君愛国」といった情操の陶冶がなされていくという考え方であった。

実際の授業案においても、音楽の知識技能の追求と国民的情操の陶冶との目標理念は同時に併存可能な指導の目当てに成り得ていており、その目標観は矛盾なく受け止められていたことを顕していた。

日々の授業は同じように進んでいったとしても、何を最も重要な目標、理念として規定しているのか、また教師が何を目指すものとして意識するのかによって、その蓄積は全く別の方向へ向かっていくはずである。それ故に、教科を支える理念は抽象的なものであっても重要であり、その目標、理念と教材や実践との関係を教師自身が問うことが保障されるべきなのだと考える。

そうであれば、「如何に歌ふか」ということで学習を主体化していくことだけでは、子どもと教師の営みの中で生成していく教育を保障することはできないことが明白である。それに対し、「成人のよい生活」に必要なものの検討から、目的を策定してカリキュラム編成を行い、自主生成的な実践を模索していくのが及川平治であり、1930年代の明石附小の教師たちであったと言えるだろう。

また、戦後、米国教育使節団報告書では「文部省は教育の内容や方法やまたは教科書を規定すべきではなく、むしろその活動分野を梗概書、参考書、教授指導書の出版に限定すべきであるといふことになる。教師がその教師としての仕事に対してほどよく準備ができるふさへすれば、教育の内容と方法とを、種々な環境にある生徒の必要と能力とさらにまた彼らが将来参加すべきと社会とに適用せしめることは、教師の自由にまかせねばならない」と記されている⁶⁶。ここでは生徒の必要と能力とを起点として、教師自身が教育の内容と方法を構築していくことの自由を保障することが主張されている。

しかし、国民学校期の芸能科音楽においてはこうしたカリキュラム編成のあり方、つまり「如何に歌うか」という方法だけでなく、「何を歌うか」という内容と「何のために歌

うか」という目標とが問われなかつた、あるいは、問うことが許されなかつたのであり、ここに時代の限界があつたと言えるだろう。

さらに、こうしたことを問わなくとも音楽することの魅力と力によって授業が十分成立していったという教科の特性、しかも「没我的な全意識に融合する」機能によって、考えることよりも歌うことの行為が、歪んで強調され捉えられていたことによって、一層目標と内容への問い合わせから距離を置くことになってしまったと考えられる。

戦後、明石附小が発表した明石プランの中で、前述した単元「明石の復興に協力しよう」では、既成楽曲教材を中心としながらも、明石市の町へ出かけ、この町の復興をどのように自分たちは考えていくかという問い合わせから復興のための音楽劇または音楽会の開催へと展開させていくプランを示していた⁶⁷。勿論このプランは形式的なものという批判があるものの、明石の復興のために「何をするか」「何のためにするのか」という問い合わせを生み出す余地がある。

戦時期と戦前、戦後の授業構成が既成楽曲を単位とした再表現活動として抜本的な変化がなくとも、こうした授業を作る際の目標と内容、方法の決定権が誰の手にあるかということは根本的な違いになるはずである。このことの実際を今後は戦後とのつながり、断絶という視点から改めて検討していきたいと思う。

追記

本論文で取り扱った資料並びにその所在については富士原紀絵氏からの提供と協力のもとに収集できたものである。また明石附属小

学校長谷口先生はじめ、多くの関係者の方の資料の提供と快くインタビューに応じて戴いたご厚意によりまとめることができたものである。ここに記して御礼申し上げたい。

(本論は科学研究費基盤C (2)

課題番号14510286の成果の一部である。)

- 1) 木村元「戦時期の教育史研究の動向と課題」藤田英典他編『教育学年報6 教育史像の再構築』世織書房、1997年、200頁。
- 2) 稲垣忠彦「生活科のまえにあった実践の歴史」稻垣忠彦他編『日本の教師7 授業をつくるⅢ合科・総合学習』ぎょうせい、1993年、8頁。
- 3) 海老原治善『現代日本教育実践史』東京:明治図書、1975年、878頁。その他久木幸男「合科教授論争」清水康幸他編『資料教育審議会(創設)野間教育研究所紀要 第34集』東京:野間教育研究所、1991年、箱石泰和「第1章戦前の教育課程」肥田野直、稻垣忠彦編『教育課程(総論)』東京大学出版会、1971年、14~58頁等がある。
- 4) 山住正己「国民学校における音楽教育(下)」国民教育研究所『季刊国民教育』8号、東京:労働旬報社、1971年、218~225頁。その他、国民学校期を戦時体制として戦後とは断絶したものとして捉える研究として、佐藤敏雄「国民学校の音楽教育」『秋田大学教育学部研究紀要 教育科学』27号、1977年、宮瀬重美「『国民学校』時代の音楽教育について」『埼玉大学紀要 教育学部教育科学』33号増刊、1984年等がある。
- 5) 西島央「学校音楽はいかにして“国民”をつくったか」『編成されるナショナリズム』(岩波講座近代日本の文化史5)、岩波書店、2002年、237~269頁。
- 6) 本多佐保美、藤井康之、今川恭子「東京女子高等師範学校附属国民学校の音楽教育—文献資料と当時の子どもたちへのインタビューに基づく音楽授業—」音楽教育史学会編『音楽教育史研究』第2号、1999年、37~47頁。権藤敦子・西島央・藤井康之他「音楽教育史研究の再検討—国民学校時代を中心に—」日本音楽教育学会編『日本音楽教育学』29-3号、2000年、12~17頁。本多佐保美、国府華子、中里南子、村上康子他「音楽教育史研究の再検討(2)」日本音楽教育学会編『日本音楽教育学』31-4号、2002年、49~60頁。
- 7) 本多佐保美「芸能科音楽の指導実践—『総合授業』

の授業細目の検討」浜野政雄監修『音楽教育の研究—理論と実践の統一をめざして—』東京:音楽之友社、1999年、296~307頁。

- 8) 水内宏はコア・カリキュラム運動隆盛の契機を作った実践発表として兵庫県女子師範学校の「明石プラン」と新潟第一師範学校附属小学校の「新潟プラン」をあげている。「第1章カリキュラム運動の実態」海後宗臣他『教育課程(総論)』(戦後日本の教育改革6)東京:東京大学出版会、1971年、480頁。
- 9) 明石附属小学校の関係者に行った聞き取りは以下の四つである。インタビューはICレコーダーとメモで記録し、文字化した。(1) 1940~1947年まで明石附小に在職した田村稔氏には2003年10月14日(火)、於:明石市の田村宅、(2) 1940~1943年まで在職の桜井良子氏に2003年10月13日(月)電話による聞き取り。(3) 1942年度明石附属国民学校卒業生への聞き取り、男性1名、女性2名、於:明石市山下町、(4) 1947年度明石附小卒業生への聞き取り、女性1名、於:明石市大明石町 グリーンヒルホテル明石。
- 10) 富士原紀絵「1930年代の明石女史師範学校附属小学校におけるカリキュラム構成—公開研究会教案に基づく分析」日本カリキュラム学会編『カリキュラム研究』10号、2001年、45~58頁。富士原紀絵「1940年代の明石女史師範学校附属小学校・国民学校における総合学習(1)」お茶の水女子大学人間発達研究会編『人間発達研究』26号、2003年、1~15頁。
- 11) 神戸大学教育学部附属明石小学校編『明石附小八十年のあゆみ』明石市:1984年、38頁。
- 12) 及川平治「カリキュラム改造の必要と急務」『兵庫教育』1930年(同上書、『明石附小八十年のあゆみ』39~44頁より再引)。
- 13) 同上書、44~50頁。
- 14) 富士原は1933年から39年までの公開発表会の授業案を分析している。それによれば1937年には開催の記録がなく、1939年は開催されていたものの教案は確認されていないことである。前掲書、富士原紀絵「1930年代の明石女史師範学校附属小学校におけるカリキュラム構成」2001年、46頁。
- 15) 同上書、55頁。
- 16) 明石女子師範学校附属小学校幼稚園『新カリキュラムの精神に基づく実際教育案』1934年、1935年、1938年の資料、『源流を汲む全生活更新の実際教育案』1936年の資料。
- 17) 前掲書、政岡保治「尋常科第五学年唱歌科教育

国民学校における芸能科音楽のカリキュラム編成

- 案(妙義山)」『新カリキュラムの精神に基づく実際教育案』1934年、31~32頁。
- 18) 前掲、注9 1942年度明石附属国民学校卒業生(男性1人、女性2人)への聞き取り。
- 19) 前掲書、「新カリキュラムの精神に基づく実際教育案」1934年、30~34頁。
- 20) 前掲書、富士原紀絵「1940年代の明石女子師範学校附属小学校・国民学校における総合学習(1)」、3~6頁。
- 21) 同上書、3~4頁。
- 22) 前掲書、『明石附小八十年のあゆみ』、65頁。
- 23) 教育研究会の資料は1941年までは「教育研究会日程及教育案」、1942、43年には「教育研究会日程及授業案」となっている。このためここでは「授業案」とする。
- 24) 大森豊子「初等科第一学年芸能科工作(総合的取扱)授業案」明石女子師範学校附属国民学校幼稚園「教育研究会日程及教育案」1941年10月3, 4日、29~32頁。
- 25) 前掲書、本多佐保美「芸能科音楽の指導実践—「総合授業」の授業細目の検討」296~307頁。
- 26) 文部省「国民学校教則案説明要領(改訂草案)」「国民学校教則案説明要領及解説」日本放送出版協会、1940年、108頁。
- 27) 前掲書、「教育研究会日程及教育案」1941年10月3, 4日、65頁。
- 28) 桜井良子「高等科第一、二学年体鍊科体操授業案」明石女子師範学校附属小学校幼稚園「教育研究会日程及授業案」(1943年6月26, 27日) 28~29頁。
- 29) 前掲、注9 田村稔氏への聞き取り。「私と桜井さんが音楽科の研究担当をしていました」と話している。
- 30) 前掲、注9 田村稔氏への聞き取り。
- 31) 桜井良子氏への聞き取り。2003年10月13日(月)。病床にあり、面会は難しいということだったので電話にて聞き取りに応じていただいた。
- 32) 前掲、注9 1947年度明石附属小学校卒業生(女性一人)への聞き取り。「桜井先生には音楽ではなくてお裁縫を習っていました」と話している。
- 33) 前掲書、「教育研究会日程及授業案」(1941年10月3, 4日)、54頁。
- 34) 田村稔「初等科第二学年芸能科音楽授業案」兵庫師範学校女子部附属国民学校「教育研究会日程及授業案」1943年6月26, 27日、36~37頁。
- 35) 前掲書、文部省「国民学校教則案説明要領(改訂草案)」109~110頁。
- 36) 前掲、注9 田村稔氏への聞き取り。
- 37) 前掲、注9 1942年度明石附属国民学校卒業生(男性1人、女性2人)への聞き取り。
- 38) 林尚示「昭和10年代の学校カリキュラムにおける統合の問題に関する研究」日本教育方法学会編『日本教育方法学研究』第23号、1997年、9頁。
- 39) 拙稿「戦後改革期におけるコア・カリキュラム編成と音楽教育」教育史学会誌『日本の教育史学』第41集、1998年、96~114頁。
- 40) 明石女子師範学校附属小学校幼稚園「教育研究会日程及教育案」1940年11月15, 16日、1941年10月、3, 4日、1942年10月6, 7日、1943年6月26, 27日の資料。
- 41) 前掲、注9 1947年度明石附属小学校卒業生(女性1人)への聞き取り。
- 42) 同上。
- 43) 「小音楽会の順序と歌詞」明石女子師範学校附属国民学校『研究発表録』1942年6月6, 7日、40~43頁。
- 44) 松久義平「芸能科に就いて」文部省『国民学校教則案説明要領及解説』日本放送出版協会、1940年、83頁。
- 45) 田村稔「芸能科音楽」兵庫師範女子部附属国民学校「国民学校における各科目授業実践の指針」1943年、98頁。
- 46) 前掲、注9 1942年度明石附属国民学校卒業生(男性1人、女性2人)への聞き取り。1947年度明石附属小学校卒業生(女性1人)への聞き取り。
- 47) 本多佐保美が東京女高師附属国民学校と青森市立新町国民学校の卒業生に行ったインタビュー調査においても、学校の異なる5人それぞれが第3学年の「山の歌」の楽譜をしながら「トトハロイニ ハハイ ト」と皆一斉に唱和し、「どの学校でも同じことを教えられた」と語ったことをあげ鑑賞や器楽に比べても和音の聞き取りとハニホヘトイロハによる唱法などの基礎練習は「かなり指導が徹底して行われた領域と言えるのではないだろうか」と指摘している(本多佐保美「国民学校における音楽教育の受容・東京女高師附属国民学校と青森市立新町国民学校の卒業生へのインタビュー調査に基づいて」東京芸術大学音楽教育研究室編『音楽教育研究ジャーナル』14号、2000年、40頁)。
- 48) 前掲書、田村稔「初等科第五学年芸能科音楽授業案」「教育研究会日程及教育案」(1941年10月)、41~44頁。
- 49) 文部省『初等科音楽四教師用』東京:大日本図書、1943年5月、15頁。

- 50) 明石女子師範学校附属国民学校「研究発表録」
(1941年10月3、4日)、85頁。
- 51) 田村稔「初等科第四学年芸能科音楽教育案」兵庫
師範学校女子部附属国民学校「新教育に関する研
究紀要」1946年10月11,12日、200～201頁。
- 52) 前掲、注9 田村稔氏への聞き取り。
- 53) 拙稿「戦後改革期における音楽科の学習構成の展
開」日本教育方法学会編『教育方法学研究』第25
号、1999年、119～127頁。
- 54) 前掲書、松久義平「芸能科に就いて」、1940年、
83～84頁。
- 55) 田村稔「歌唱教材について」明石女子師範学校附
属小学校「研究発表録並講演要項」(1940年11月
15、16日)、34～35頁。
- 56) 前掲書、松久義平「芸能科に就いて」、1940年、
79頁。
- 57) 同上書、79頁。
- 58) 前掲書、「芸能科音楽」1940年11月、91頁。
- 59) 前掲書、松久義平「芸能科に就いて」85頁。
- 60) 前掲書、田村稔「歌唱教材について」、1940年11
月、34頁。
- 61) 前掲書、田村稔「初等科第六学年芸能科音楽授業
案」1942年10月、59頁。
- 62) 前掲書、田村稔「歌唱教材について」、1940年11
月、36頁。
- 63) 同上書、36頁。
- 64) 前掲、注9 1942年度明石附属国民学校卒業生
(男性1人、女性2人)への聞き取り。
- 65) 前掲書、田村稔「歌唱教材について」、59頁。
- 66) 前掲書、海後宗臣他監修『教育課程（総論）』（戦
後日本の教育改革 第6巻）、1971年、160頁。
- 67) 前掲書、拙稿1998年。